

官報

号外

昭和六十年六月四日

○第百二回 衆議院會議録 第三十三号

昭和六十年六月四日(火曜日)

議事日程 第二十八号

昭和六十年六月四日

午後一時開議

第一 船員法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
議員請暇の件

議員請暇の件

日程第一 船員法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

午後一時三分開議

○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(坂田道太君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

稲葉修君及び小林進君から、六月六日より十九日まで十四日間、島田琢郎君、嶋崎謙君、清水勇君及び武部文君から、六月七日より十六日まで十日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 船員法の一部を改正する法律案

(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第一、船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長三ツ林弥太郎君。

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

三ツ林弥太郎君登壇

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました船

員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、さきの第百一回国会に本院を通過し、参議院において継続審査となっておりましたが、今国会の去る五月二十四日参議院において原案のとおり可決し、本院に送付され、同日本委員会に付託されたものであります。

本案は、昭和五十五年七月に我が国が署名いたしました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、女子船員について、就業制限を緩和するとともに母性保護の充実を図ろうとするものであります。

第一は、妊娠婦以外の女子船員について、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠または出産に係る機能に有害なものに限定すること、

第二は、妊娠婦船員について、一定の場合を除き妊娠中の女子の船内就労を禁止する等産前産後休業を大幅に拡大するとともに、母性保護上有害な作業並びに時間外、休日及び夜間の作業に原則として従事させてはならないこと

といたしております。

本委員会におきましては、五月三十一日提案理由の説明を省略し、質疑及び討論の申し出もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第二、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員会理事大塚雄司君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

大塚雄司君登壇

○大塚雄司君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を、国公立学校教職員の年金額の改定に準じて昭和六十年四月分から増額いたしますとともに、私立学校教職員の掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の上限及び下限の引き上げ等を行うこととするものであります。

本案は、去る三月二十日本委員会に付託され、五月二十四日松永文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、五月三十一日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合の船田元君から、本案の施行期日は既にその期日を経過しておりますので、これを公布の日に変更、これに伴い所要の規定の整備を行うとする修正案が提出され、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○長野祐也君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(坂田道太君) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長愛野興一郎君。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件及び

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 たいだいま議題となりました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件について、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

男女平等の実現については、第二次世界大戦後、国連を中心として国際的な関心が高まり、国

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件 朗読を省略した議長の報告 一〇四八

連においては、経済社会理事会の機能委員会の一つである婦人の地位委員会において、女子の地位向上についての活動が続けられ、婦人の参政権に関する条約等多くの条約が作成されました。

しかしながら、国連におけるこれらの努力にもかかわらず、女子に対する差別が依然として広範に存在していたため、第二十二回国連総会において女子に対する差別の撤廃に関する宣言が採択されました。その後、より有効な措置をとるべきであるとの認識が強まり、婦人の地位委員会において法的拘束力を有する包括的な国際文書起草の決議が行われ、この決議に基づき、昭和五十四年の第三十四回国連総会において本条約は採択されたものであります。

本条約は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別を撤廃し、男女平等を実現することを目的としたものであります。

その主な内容は、締約国は、女子に対する差別を撤廃するための立法等の措置をとることを約束し、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための立法等の措置をとること、男女の定型化された役割等に基づく偏見及び慣行を撤廃するための措置をとることなどを規定するとともに、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与えること、教育の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること、並びに雇用の分野における女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するための適当な措置をとること等を規定いたしております。

なお、これらの措置を締約国は少なくとも四年ごとに国連に報告し、差別撤廃委員会において各国の実施に関する進捗状況を検討することになっております。

本件は、四月五日外務委員会に付託され、四月二十四日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十四日質疑に入り、四日間わたる質疑を行い、その間、文教委員会と連合審査会を開会するなど慎重な審査を行いました。その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、本四日質疑を終了し、採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に関連し、女子差別撤廃の促進などを内容とする決議を行いましたことを付言しておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席國務大臣

外務大臣 安倍晋太郎君
文部大臣 松永 光君
運輸大臣 山下 徳夫君

○朗読を省略した議長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る五月三十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

児童扶養手当法の一部を改正する法律

〔通知書受領〕

一、去る五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律

国際観光振興会法の一部を改正する法律

中小企業技術開発促進臨時措置法

農業災害補償法の一部を改正する法律

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

登記特別会計法

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一、去る五月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野管営林局の管轄区域の変更及び名古屋管営林支局の設置に関し承認を求めるの件

〔政府委員退任〕

一、昨三日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

経済企画庁長官 長沢 哲夫 経済企画庁長官

長官官房 長官官房 長官官房

資源エネ 松田 泰 (退職) 昭六・六三

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

審議官 審議官 審議官

経済企画庁長官官房会計課長 長瀬 要石

資源エネルギー庁 逋坂 国一

(政府委員任命)

一、昨三日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、三日議長において承認した長瀬要石外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

岡田 春夫君 金子 みつ君
大久保直彦君 草川 昭三君
金子 みつ君 岡田 春夫君
草川 昭三君 大久保直彦君

文教委員

辞任

補欠

北川 正恭君 金子原二郎君
金子原二郎君 北川 正恭君

農林水産委員

辞任

補欠

太田 誠一君 福家 俊一君
福家 俊一君 太田 誠一君

商工委員

辞任

補欠

奥野 一雄君 左近 正男君
左近 正男君 奥野 一雄君

運輸委員

辞任

補欠

加藤 六月君 尾身 幸次君
尾身 幸次君 加藤 六月君
加藤 六月君 尾身 幸次君
尾身 幸次君 加藤 六月君

環境委員

辞任

補欠

草川 昭三君 大久保直彦君
大久保直彦君 草川 昭三君

決算委員

辞任

補欠

金子 みつ君 岡田 春夫君
岡田 春夫君 金子 みつ君

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君 瀧崎 博義君
瀧崎 博義君 東中 光雄君

(議案提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知)

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

衆議院議員矢山有作君提出東大農学部コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年五月十五日

提出者 玉置 和郎

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問主意書

昭和五十九年八月十四日付「答弁第三四号」において答弁いただいたところによれば、各省大臣は、当該所管事務について、その行政目的を達成するため必要である限りにおいて、行政指導を行つて得る立場にあるものとされているが、我が国が自由経済体制を基本としている点にかんがみ、国の企業活動の自由への介入は、公益上、必要最小限度のものにとどめられるべきであるとして理解される。よつて民間事業者が主要設備機器等の選定を行うに際し、特定のものを選定購入するよう行政指導を行うことはできないものと考えらるがどうか。

二 各省大臣に前記のような特定のものを選定購入するよう行政指導する権限がないとすれば、内閣総理大臣に、各省大臣に対してこのような行政指導をするよう指揮監督する権限もあり得ないかと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇二第三一号

昭和六十年五月三十一日

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

朗読を省略した議長報告

一及び二について

いわゆる行政指導は、相手方の任意の協力を得て行われるものであつて、国民の権利を制限し、又は国民に対して義務を課するような法律上の強制力を有するものではないから、個別に法律の根拠を必要とするものではなく、行政機関がそれらの設置の根拠である法律によつて与えられた所掌事務の範囲内において行ふことが出来るものである。行政機関が特定の事項につき行政指導を行うことができるかどうかについては、このような見地から判断されるべきものであると考える。

なお、内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督は、昭和五十九年八月十四日衆議院第一〇一第三四号において述べたとおり、閣議にかけて決定した方針に基づき、当該主任の大臣の所掌事務について行われるものである。

東大農学部コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十年五月二十二日

提出者 矢山 有作

衆議院議長 坂田 道太蔵
東大農学部コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問主意書

新聞報道によれば、東京大学農学部・生物環境制御システムセンター(以下「CERS」と略す)が、年間約二千八百万円のレンタル契約によつて、一九八二年四月、日本電気株式会社(以下「NEC」と略す)から導入した研究用中型コンピュータが、NECの社員等によつて自身の業務のために、納入後長期間にわたつて不正使用されてきた疑いが指摘されている。報道によれば、同コンピュータを不正使用したNEC関係者は延べ千七十三人、不正使用した期間は二年九カ月に及んだと言われている。

これに対して東大農学部では、さきに電子計算機利用実態調査委員会を設置、本年五月四日付で調査報告書を公表した。だが、関係者の証言によ

れば、この調査では、数々の疑惑を解明する証拠資料が多数保存されているにもかかわらず、それらに対する実地調査をほとんど行わないまま報告書が作成されたと言われている。事実、この事件に関連して、会計検査院の検査をこまかすための書類操作が行われていた疑いがあるにもかかわらず、同調査はその点に一切触れていないなど、疑惑は深まるばかりとなつていく。

東大農学部では、一九七六年にも農工学科教授の論文盗作事件が問題になったことがあり、その他、文部省のエネルギー特別研究や農水省のグリーン・エナジー計画にからむさまざまな研究が明らかにするなど、かねてから異常な体質が指摘されてきている。

特に今回の場合、国費の不正使用というにとどまらない重要な問題を含んでいると思われ、その実態解明は緊急を要すると思われる。

従つて、次の事項について質問する。

一 当方の調査によれば、問題となつてゐる東大農学部の研究用コンピュータ「ACOS350」の前機種として、一九七八年一月、同じくNECから導入した「ACOS400」について、農学部計算機委員会が機種選定を行つた経緯があり、今回のコンピュータ導入についても同委員会が一九八〇年より機種選定作業をすすめていた。それにもかかわらず、同年十一月に至り、この選定作業は突如として中止を命ぜられ、機種選定作業はCERSの運営委員会の場に移されるという奇妙な経緯が、今回のコンピュータについては、そもそも初めから起こつてゐる。

これについて、その正確ないきさつ及び機種選定の権限が農学部計算機委員会からCERSの運営委員会に移された理由を明らかにされたい。

二 東大農学部コンピュータの後継機種として、問題のNECの「ACOS350」が決定されたのは、一九八一年十月十三日のCERS運営委員会の場においてであつた。この時の同機種のシステム構成と選定の理由はどのようなものであつたか。

三 当方の調査によれば、一九八二年四月に東大農学部が実際に納入された「ACOS350」システムは、当初運営委員会が決定されたシステムと比べると、メモリー容量、ディスク容量などが大幅に削減されたものであつた。この事実を理由として、NECは社員等による長期間の使用を、コンピュータの性能を点検するため「負荷テスト」であつた旨主張するが、この主張が仮に事実としても、延べ十三カ月にわたつて負荷テストを行わねばならないような欠陥システムが納入されたのは何故か。

四 一九八二年四月にレンタルが開始されて以後も、「ACOS350」自体は稼働しない部分がかなりあり、ミニコンピュータ「MS50」と「MS30」の利用者の公開は半年間も行われなかつた。しかも、「MS30」に至つては約二年間も正常に稼働しなかつた。農学部の「電子計算機利用実態調査委員会報告書」以下「報告書」と略す)は、「MS50」、「MS30」がNECからのサービスとしての無償貸与である旨記しているが、「ACOS350」は「MS50」、「MS30」と一体となつたシステムとして導入したものであることから考へて、これは事実と反すると思ふが、どうか。

更に、この稼働していない期間も大学がレンタル料を支払い続けたことは、国費の不法支出と言わざるを得ない。明確な回答を求めらる。

五 報告書によれば、NEC関係者が東洋大学入試用のソフトを使用して東大農学部コンピュータを稼働させていたことについて、NEC側は、「(東洋)大学のソフトを利用したACOS350システムの負荷テスト」であつたと説明している。しかし、業界の常識から言つて、こうしたテストは納入前に行ふべきものであつて、いやくも納入後に納入先で行ふべきものではない。しかも今回の場合、四カ月間にもわたる長期、大量の使用が行われたにもかかわらず、その使用に関するNEC側と東洋大学側との事前打ち合わせ及び計画書又は事後報告書の提出は行われていない。

更に、このとき使用された東洋大学入試用の

ソフトは、同時期NECが東洋大学から開発を受注していたものであり、その上、報告書も認定しているところであり、東洋大学入試用ソフトを使つて東大農学部コンピュータを使用していた人物がNECの同ソフト開発チームのメンバーであること、NECが同ソフトを東洋大学に納入した時期と農学部における使用が終了した時期が一致していることなどから考へて、この時期のNECによる農学部コンピュータの使用は、NECの主張するような「負荷テスト」などではなく、まさにNECが自社業務として受注した東洋大学入試用ソフトを東大農学部コンピュータに使つて開発していたものと考へざるを得ない。事実はどうか。

六 大阪酸素工業K・Kのソフトを使つたNECによる農学部コンピュータの使用については、報告書によれば、NEC側は、「大阪酸素」のソフトを利用したACOS350システムの限界テストであり、しかもそれは空時間を利用して行つたもの」だと説明している。だが、これについても打ち合わせ、報告書の提出が行われていないこと、ソフトの内容、開発担当者、納入の時期が一致していることなど、事情は右の五の場合と同様である。しかもこの場合、他の使用者によるコンピュータ使用を禁止した上でなければならぬ「限界テスト」が、一研究生による計算の実施と同時並行して、NECが割り込む形で行われており、この点からしても、この時期のNECによる使用は「限界テスト」ではなく、NECが自社業務として受注した大阪酸素用ソフトの開発を、東大農学部コンピュータを使つて行つていたものと考えざるを得ない。事実はどうか。

七 一九八四年十月十二月の農学部のコンピュータの使用について、報告書によれば、NEC側は、「農学部研究室のオフィス・オートメーション化のために、N1システム(現在大学間で行われている情報網システム)を改良する業務」であつたと説明している。だが、「N1ネット・ワーク」システムは、まさに当時、NECが自社業務として開発中であつたソフトで

あり、いまだ開発されていないものを「改良」ということは論理上あり得ず、こゝでもNECは自社のソフトを東大農学部コンピュータを利用して開発していたものと思われる。このことは、保存されているプリンター出力リスト、コンソールリスト、ディスクバック等を調査すればわかることなので、事実を明らかにされた。

八 報告書の言う「昭和五十八年十月から五十九年五月にかけての、一研究課題による約一、八七五時間……の集中利用」とは、当時東大農学部に勉学のため内地留学していた一高校教師の研究を指しているものと思われる。同教師がコンピュータをこのような長時間利用していたのは、どのような研究上の必要に基づくものであったのか。また、それによる研究成果はどのようなものか。

九 報告書によれば、一九八四年十一月にNECはCERESの通常業務に十九名を派遣したことになっているが、当方の調査によれば、この月「MS30」を除いて農学部関係者によるコンピュータの利用は行われず、NECから支援を受けた研究者はいなかった。この十九名はCERESでどのような業務を行っていたのか。

十 NECによる関係者への説明によれば、問題のNECの農学部コンピュータの使用は、元技官・四宮大氏からの要請に基づくものとされている。だが、このような要請などの権限はセンター長又は運営委員会に属するものであつて、もし四宮氏が独断でこのような要請を行つたとすれば、それは同氏の職務上の権限の逸脱と言わざるを得ない。この要請についてセンター長は了解していたのか。

内閣衆議一〇二第三四号
昭和六十一年五月三十一日
衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員 矢山有作君提出東大農学部コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和六十一年六月四日 衆議院会議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告 船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】
衆議院議員矢山有作君提出東大農学部コンピュータの民間企業による不正使用問題に関する質問に対する答弁書

一 東京大学農学部附属生物環境制御システムセンター(以下「センター」という)において昭和五十七年度に予定されていた電子計算機の機種更新に当たり、機種選定作業を農学部計算機委員会で行うかセンターで行うかについて議論があつたため、昭和五十八年十一月、農学部学科主任会議において、機種選定の作業は、センターで行うこととし、センターの運営委員会の下に機種選定委員会を設けて選定作業を行つたものであると承知している。

二 昭和五十六年十月十三日にセンターの運営委員会が決定されたシステム構成は、日本電気株式会社(以下「NEC」という)の中央処理装置(ACOS三五〇)、画像処理装置(MS五〇)及び制御装置(MS三〇)である。

機種選定作業は、(一)現有能力を低下させないこと、(二)画像処理能力を増強すること、(三)センター内の諸装置と結合できること及び(四)センター外の諸装置と連結できることとの要件を満たす各種のシステムを対象として行われたが、(一)各装置を独立に作動させることが可能であること、(二)画像処理に重点が置かれていないこと、(三)既設の設備を直接制御できること等からNECのシステムが選定されたものであると承知している。

三 運営委員会は、NECのACOS三五〇、MS五〇、MS三〇の三装置によつて構成されるシステムを採用することを決定したが、そのシステムの容量等の決定は、センター長に委ねられたものであり、納入されたシステムの容量等は、センター長が決定したものと同一であると承知している。

四について

ACOS三五〇については、日本電子計算機株式会社と賃貸借契約を、MS五〇及びMS三〇については、NECと無償の使用貸借契約を締結していたものである。また、レンタル料については、前記賃貸借契約に基づき、支出したものであると承知している。

五及び六について

センターの電子計算機を用いて、NECが東大大学に対する支援業務に直接関係しない業務を行つていたのではないかと問題について、農学部調査委員会を設置して調査したが、これを立証するまでには至らなかったとの報告を受けている。

七について

NECシステムに係る業務については、農学部の調査委員会の調査結果によれば、これをNECの自社業務と見るべきであると明瞭な証拠は得られなかったとの報告を受けている。

農学部調査委員会の報告書で指摘している一研究課題によるACOS三五〇の集中利用は、地中熱交換ハウスの熱的挙動のシミュレーションに関する研究を行うために必要であつたものであり、当該研究の結果、地中熱交換ハウスの設計する際の重要な項目であるパイプの間隔や埋設の深さがシステムの効率に与える影響及び運転方法がシステムの効率に与える影響が明らかになつたと承知している。

九について
御指摘の点は、昭和五十九年十一月にNECから職員一名が十九日間派遣されていたことを指すものと思われるが、当該職員は、センターの要請に応じてプログラム相談業務のために派遣されたものであると承知している。

十について
農学部調査委員会の報告書によれば、NECに対するシステム・エンジニアの派遣等の要請は、A元技官がセンター長の指示を受けて利用者に対する支援業務の強化等を図るために行つたものであると承知している。

なお、同技官が、NECに対して更に支援システム・エンジニアの空き時間と電子計算機の空き時間に、少しでもACOS三五〇の活用を図る工夫をしてほしい旨要請したことについては、センター長による特段の指示に基づくものではないが、利用状況の改善を意図して行つたものであると承知している。

右答弁する。

船員法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

昭和六十一年五月二十四日

衆議院議長 坂田 道太殿
参議院議長 木村 睦男

船員法の一部を改正する法律

船員法(昭和二十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 年少船員及び女子船員」を「第九章 年少船員」に改める。

「第四十四条の二 女子船員」に改める。

「第四十六条」を「女子の船員が第八十七条第一項又は第二項に、」を「ただし」に改める。

「第四十七条中「左の」を「次の」に、「雇入の」を「雇入れの」に改め、「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第九章の章名中「及び女子船員」を削る。

第八十五条の見出しを「(年少船員の就業制限)」に改め、同条第二項中「及び女子の船員」を削り、「これらの船員」を「当該船員」に改める。

第八十六条及び第八十七条を削る。

第八十八条の見出しを「(年少船員の夜間労働の禁止)」に改め、同条第一項中「又は女子の船員」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同条を第八十六条とする。

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 女子船

(妊産婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 命令で定める範囲の航海に關し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第八十八条 船舶所有者は、命令で定めるところにより、妊娠中又は出産後一年以内の女子(以下「妊産婦」という。)の船員を命令で定める母性保護上必要な作業に従事させてはならない。

(妊産婦の労働時間の特例)

第八十八条の二 妊産婦の船員の労働時間は、第六章の規定にかかわらず、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後八週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

第六十七條第二項及び第三項の規定は、前項

ただし書の規定に基づき労働時間の制限を超えて海員(第七十二條各号に掲げる者を除く。)が作業に従事する場合について準用する。

(妊産婦の休日の特例)

第八十八条の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日を与えなければならない。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。ただし、第六十三條第一項に規定する海員の停泊中の休日における作業については、当該海員を必要とする作業に従事させることがやむを得ない場合に限り、第六十三條第二項及び第三項の規定は、妊産婦の船員については、これを適用しない。

(妊産婦の夜間労働の制限)

第八十八条の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、命令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(例外規定)

第八十八条の五 前三條の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八條第一号又は第三号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

第八十八条の六 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第八十八條に規定する作業のうち命令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第八十八条の七 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

第八十八条の八 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第二百二十六條第七号中「第六十七條第三項」の下に「第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百二十九條中「又は第二項」を「若しくは第二項、第八十八條又は第八十八條の六」に改める。

第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。「第八十六條、第八十八條」を「第八十六條第一項、第八十七條第一項若しくは第二項、第八十八條の二第二項、第八十八條の三第一項、第八十八條の四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の現に航海中である船舶に乗り組む女子の船員については、改正後の船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七條ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 分べんの日が施行日以前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二條第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に關する条約の批准に備えるため、女子船員について、その特別規定の見直しを行うとともに、母性保護の充実を図るものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 妊産婦以外の女子の船員の就業制限等妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。)以外の女子の船員については、夜間労働の制限を廃止するとともに、命令で定める母性保護上必要な作業(4の作業)のうち命令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならないこととする。

2 産前休業

船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならないこととする。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる場合は、この限りでないこととする。

- (一) 命令で定める範囲の航海に關し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。
- (二) 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合でその者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。
- 3 産後休業
船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならないこととする。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでないこととする。
- 4 母性保護上有害な作業の就業制限
船舶所有者は、命令で定めるところにより、妊娠中の船員を命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととする。
- 5 妊娠中の船員の労働時間及び休日並びに時間外労働等の制限
(一) 妊娠中の船員の労働時間は、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。
- (二) 船舶所有者は、妊娠中の船員に一週間について少なくとも一日の休日を与えなければならないこととする。
- (三) 船舶所有者は、妊娠中の船員に時間外労働又は休日労働をさせてはならないこととする。ただし、出産後八週間を経過した妊娠中の船員が申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでないこととする。
- 6 妊娠中の船員の夜間労働の制限
船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊娠中の船員が午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事することを申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたときを除き、妊娠中の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作

- 業に従事させてはならないこととする。
- 7 緊急時等の例外規定
5及び6の規定は、船舶所有者が妊娠中の船員を第六十八条第一号又は第三号の作業に従事させる場合には、適用しないこととする。
- 8 生理日における就業制限
現行のとおりとす。
- 9 家族船員への非適用
1から8までの規定は、船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶については、適用しないこととする。
- 10 その他
女子船員に係る送還地の特例を廃止するとともに、罰則その他関係条文について所要の改正を行うこととする。
- 11 施行期日
この法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとする。
- 12 経過措置等
本法の施行に伴う経過措置を設けるとともに船舶保険法の出産手当金に関する規定について所要の改正を行うこととする。
- 二 議案の可決理由
本案は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 昭和六十一年五月三十一日
運輸委員長 三ツ林弥太郎
衆議院議長 坂田 道太郎
- 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十一年三月二十日
内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第一条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)
第一条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十一年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。
一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち

十三年に達するまでの年数については、六十分の一)に相当する金額
3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)」とあるのは「三分の一」とし、同項第二号中「六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の一)」とあるのは「六十分の一」とする。
4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十六第二項又は第三項」と読み替へるものとする。
5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。
6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金の改定の場合について準用する。
第二条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十一年度における新法の規定による年金の額の改定)
第二条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十一年四月分以後、その額を、同条第三項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書 一〇五四

得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の法定年額とみなし、法、法律第百四十号又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の法定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の法定年額とみなし、法、法律第百四十号又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十年年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十八の下欄に掲げる額に改定する。
2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金で同項の規定

による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものについては、その額を八十三万五千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金で同項の規定による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を八十三万五千円に改定する。
第四条の十三の次に次の一条を加える。
(昭和六十年年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の十四 第一条の十六の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円
二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が二十年以上に達しているものに係る年金 八十三万五千円
ロ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で障害年金基礎期間が二十年以上に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円
ハ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が六年以上九年以上のものに係る年金 五十万五千円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年

金 四十一万七千五百円
三 遺族年金 五十五万二千二百円
2 第一条の十六の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が受ける同条の規定による改定後の年金額が前項第一号イ又は第二号イからハまでに掲げる年金の区分に応じ当該年金につき定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該年金につき定める額に改定する。
3 第一条の十六の規定の適用を受ける遺族年金については、同条の規定による改定後の年金額が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を五十六万五千九百円に改定する。
第六条の十一の次に次の一条を加える。
(昭和六十年年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第六条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。
一 五十六万二千八百四十八円
二 通算退職年金の法定平均標準給与の月額(前項第一号又は第三号第二号に規定する通算退職年金の法定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十五万円を超えるときは、四十五万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金

額
2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは、「昭和六十年四月分」と、「前項第二号」とあるのは、「第六条の十二第一項第二号」と、「前項」とあるのは、「第六条の十二第一項」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二(昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。
一 五十六万二千八百四十八円
二 通算退職年金の法定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十五万円を超えるときは、四十

一〇五五

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

(政令への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国立公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国立公立学校の教職員の年金額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うものである。その主な内容は次のとおりである。

1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、次のような改善を行うこと。

(一) 既裁定の退職年金等の額を、昭和六十年四月分から引き上げること。

(二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を、昭和六十年四月分から引き上げること。

(三) 既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を、昭和六十年四月分から引き上げるとともに、遺族年金については、同年八月分から更にその額を引き上げること。

2 掛金等の算定基礎となる標準給与の最低額及び最高額を引き上げること。

3 この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

二 議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、施行期日等について修正を行う必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年年度一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、九千三百六十八万二千円が計上されている。

昭和六十年五月三十一日

文教委員長 阿部 文男

衆議院議長 坂田 道太蔵

[別紙]

附則 (小字及び一は修正)

(施行期日) 公布の日

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十一条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十号。以下「改正後の法律第四十号」という。)附則第八項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

23 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)であつた者の昭和六十年四月から施行日の属する月(施行日がある場合は、その月の翌月)までの標準給与の月額が七万七千円である者又は四十五万円である者(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十五万五千円未

満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十一条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

136 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十号。以下この項において「改正後の法律第四十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十九年四月一日から施行日の属する三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付について、昭和六十年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四十号附則第八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五百四十万円」と読み替へるものとする。

147 (政令への委任) 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

[別紙]

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 行革関連特例法により減額されることとなつた長期給付に対する国庫補助額については、特例適用期間終了後適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二 日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その充実に必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるとの件

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

我が国は、昭和五十五年三月一日にニューヨークで署名のために開放されたこの条約に同年七月十七日署名を行つたが、この条約は、締約国が男女平等の実現を目指して女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを主な内容とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、男女平等に関する我が国の姿勢を内外に示す等の見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に
関する条約

この条約の締結国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるとを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮

昭和六十年六月四日 衆議院会議録第三十三号

し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための

必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしていないかいないかを問わない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締結国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとる。

第四条

1 締結国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締結国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締結国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の觀念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる

昭和六十一年六月四日 衆議院會議録第三十三号

場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春若しくは搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第七部

第七條

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八條

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九條

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十條

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めた件及び同報告書

特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一條

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的とし

て、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻を制約を課さないかにかに基づく差別的解雇を禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二條

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三條

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四條

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、

的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしていないかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに關する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚姻及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することが出来る。

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇六〇

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

- 1 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

- 1 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

- 締約国は、自国においてこの条約の認める権利

の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を申請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に關してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することが出来る。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との關係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に於てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

- 1 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

男女平等の実現についての関心は、第二次世界大戦後、国連を中心として国際的な高まりを見せるに至り、国連においては、経済社会理事会の機能委員会の一つである婦人の地位委員会で、女子の地位向上についての活動が続けられ、「婦人の参政権に関する条約」等多くの条約が作成された。

しかし、女子に対する差別が依然として広範に存在していることにかんがみ、昭和四十二年

第二十二回国連総会において「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」が採択された。

その後、同地位委員会は、女子に対する差別の撤廃のための法的拘束力を有する包括的な条約の作成が必要であるとの決議を行い、これに基づき、昭和五十一年に条約草案を作成した。この条約草案は、国連総会において審議され、その結果、昭和五十四年第三十四回国連総会において本条約が採択された。

本条約は、昭和五十五年三月一日署名のため開放され、我が国は同年七月十七日に署名を行った。

本条約は、昭和五十六年九月三日に効力を生じ、昭和六十年五月一日現在締約国は、六十七箇国である。

本条約の主な内容は次のとおりである。

(一) 総則的规定

- 1 本条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子に対して、男女の平等を基礎とした人権及び基本的自由を阻害するものをいう。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置等をとることは、差別と解してはならない。
- 3 締約国は、女子に対する差別を撤廃する政策を適当な手段により遅滞なく追求するため、(1)男女平等の原則が自国の憲法その他の法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、(2)すべての差別を禁止する立法その他の措置をとり、(3)差別となる既存の法律、慣習等を修正し又は廃止する措置等をとることを約束する。
- 4 締約国は、男女の定型化された役割等に基づく偏見及び慣行を撤廃するため、男女の社会的及び文化的行動様式を修正し、並びに家庭についての教育に、社会的機能と

しての母性の理解及び子の養育等における男女の共同責任についての認識を含めることを目的とするすべての適当な措置をとる。

(二) 政治的規定及び国籍

1 締約国は、自国の政治的及び公的活動の分野において、男女平等の権利を確保することを目的として、あらゆる選挙及び国民投票の権利、政策の策定及び実施に参加する権利並びに公務を遂行する権利等女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

(三) 経済的及び社会的規定

1 締約国は、教育の分野において、男女平等の権利を確保することを目的として、職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一条件、同一の教育課程等享受する機会及び奨学金等享受する同一機会等女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、雇用の分野において、男女の平等の権利を確保することを目的として、同一の雇用機会の権利、同一価値の労働に対する同一報酬、同一待遇の権利及び社会保障の権利等女子に対する差別を撤廃するため並びに婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため適当な措置をとる。

(四) 市民的規定

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認め、また、民事に関して男子と同一の法的能力を与える。更に、個人の移動及び住所等の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

2 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について、男女平等の権利を確保することを目的として、婚姻をする同一の権利、婚姻の解消の際の同一の権利及び責任並びに子に関する事項についての親としての同一の権利及び責任等女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(五) 委員会の設置及び活動

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 締約国は、この条約の実施のためにとつた措置に関する報告を委員会による検討のため、国連事務総長に提出することを約束する。

3 委員会は、締約国の報告を検討し、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国連総会に報告する。委員会は、報告等の検討に基づき提議及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

なお、我が国の本条約への加盟は、批准書を国連事務総長に寄託した日の後三十日目に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、男女の本質的平等を憲法の基本理念の一つとしている我が国としては、男女平等の実現に関する姿勢を改めて内外に示すとともに、男女平等の実現のための国際協力に積極的に貢献するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年六月四日

外務委員長 愛野興一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院会議録第三十号中正誤

ハシ 段 行 誤
九五 二 未 適用化
一〇三 四 三 ログラム
正
適正化
プログラム

昭和六十年六月四日 衆議院会議録第三十三号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和六十年六月四日 衆議院會議録第三十三号

一〇六一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京郵便区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三三二(六代)
〒 105

一定価
一〇円部